

令和4年1月26日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

福岡県へのまん延防止等重点措置適用の政府決定を受けての市民団体等の活動について

新型コロナウイルスの急速な感染拡大と病床使用率の高まりを受け、政府は1月25日、福岡県にまん延防止等重点措置を適用することを発表しました。

20日には県独自の「福岡コロナ警報」を発動し、既にまん延防止等重点措置並みの措置を講じています。古賀市においても対策本部会議を開催し、以下の方針を決定しましたのでご承知おきください。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底に取り組みいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 県の措置を受けての市民団体（※）の活動について

「公共施設の開館や貸出、市主催行事の原則開催を続ける」とする市の対処方針に基づき、市民団体におかれましても、地域活動並びに地域の公民館・集会所の使用及び貸出はこれまでどおり継続することについてご検討をお願いいたします。大前提としてマスク着用や消毒など感染拡大防止策の徹底をお願いいたします。

### 2. まん延防止等重点措置適用の期間

1月27日から2月20日（予定）

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

#### 【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931